

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	3
提出時期	平成 30 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	財産の取得について		
要 旨	【提案理由】 子育て若者定住促進住宅団地整備用地として土地を買入れするため、土地売買契約を予定している土地（国有地）について、議会の議決を求めるものです。 【具体的な内容】 埴町大字埴字末広町 27 番 3 外 1 筆 $A=1,899.66 \text{ m}^2$ 1,159,000 円 契約の相手方 財務省 【施行期日】 議決後に、契約を進めます		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	4
提出時期	平成 30 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について		
要 旨	【制定理由】 介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者の指定権限等が福島県から埴町へ移譲されることに伴い、条例の制定を行うものです。 【具体的な内容】 介護支援専門員（ケアマネージャー）と積極的に関わり、総合的な観点で介護支援専門員の支援を充実させようとするものです。 【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日から施行する		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	5
提出時期	平成 30 年 3 月 (定例会 臨時会)		
案件名	埴町沿道区域指定の基準に関する条例の制定について		
要 旨	【制定理由】 道路の保全及び交通の安全を図るため、道路法第 44 条の規定に基づき、道路の沿道区域の指定基準を定めるものです。 【具体的な内容】 道路に接続する区域の各一側について、幅 20m以内を沿道区域として指定することで、区域内のその土地、竹木又は工作物の管理者に、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通の安全が脅かされると認められる場合において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものです。 例：危険工作物の除去や沿道掘削の防止、日陰箇所解消や危険枯木の伐採などを所有者に促す。 【施行期日】 公布の日から施行する		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	6
提出時期	平成30年3月（定例会 臨時会）		
案件名	埴町公告式条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【改正理由】 本条例に定める掲示場（埴地区以外）の掲示板について、現状のものは木製で老朽化が著しいため、新規にアルミ製掲示板を設置することに伴い、設置箇所を確定するものです。 【具体的な内容】 掲示場の場所の変更 常豊地区 旧：常世北野字嬌 44 番地 11 新：常世北野字八幡 321 番地 高城地区 旧：植田字坂ノ下 36 番地 新：植田字坂ノ下 55 番地 1 笹原地区、埴地区については、変更がありません。 【施行期日】 公布の日から施行する		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	7
提出時期	平成 30 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【改正理由】 現行条例のうち、法律関連条項の不一致個所について、所要の改正をするものです。 【具体的な内容】 法律関連条項の整備を行うものです。 【施行期日】 公布の日から施行する		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	8
提出時期	平成 30 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【改正理由】 高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものです。 【具体的な内容】 ①保険料を徴収すべき被保険者に、新たに福島県後期高齢者医療広域連合の住所地特例が適用される被保険者を追加します。 ・国民健康保険の住所地特例を引き継ぎ、福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者となる者を追加 ・国民健康保険の住所地特例を引き継ぎ、福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者となった者が、継続して他の後期高齢者医療広域連合の区域内の病院等に入院等した場合のうち、福島県後期高齢者医療広域連合の住所地特例を引き継ぐ場合を追加 ②附則第2条「平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の納期の特例」について、不要であるため、削除します。 【施行期日】 平成30年4月1日から施行する		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	9
提出時期	平成 30 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【改正理由】 国民健康保険制度の改正及び基金の設置目的が変更となったため、条例の改正を行うものです。 【具体的な内容】 「町が行う国民健康保険」について「町が行う国民健康保険の事務」として、県の事務と町の事務を区別するものです。 県にも国民健康保険運営協議会が設置されますので、名称を「国民健康保険運営協議会」から「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」へ変更し、県の協議会と町の協議会を区別するものです。 国民健康保険給付費支払準備基金の設置目的について、「医療費の支払いの不足に充てる」から、制度改正により導入されます「国民健康保険事業納付金の支払いに不足が生じた場合及び国県負担金等の過年度精算額が発生した場合に基金から支払いに充てる」へ改正するものです。 【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日から施行する		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	10
提出時期	平成30年3月（定例会・臨時会）		
案件名	埴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【改正理由】 地方税法の改正により、条例の改正を行うものです。 【具体的な内容】 国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として福島県に納付するよう改められたことに伴い、その課税額の規定を改めるものです。 【施行期日】 平成30年4月1日から施行する		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	11
提出時期	平成 30 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【改正理由】 介護保険法の一部改正及び第7期介護保険事業計画の策定に伴い、条例の改正を行うものです。 【具体的な内容】 平成30年度から平成32年度における、第1号被保険者の介護保険料等の改正をするものです。 また町の質問検査権について、第2号被保険者の配偶者若しくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主等についてその対象となるよう範囲が拡大されるものです。 【施行期日】 平成30年4月1日から施行する		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	12
提出時期	平成 30 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【改正理由】 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」及び「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」の公布に伴い条例の改正を行うものです。 【具体的な内容】 ・ 障害福祉制度による特定相談支援事業者との連携の明確化 ・ 複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介 ・ 担当職員の医療機関への伝達 ・ 利用者の服薬状況、口腔機能その他心身又は生活状況の提供 【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日から施行する		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	13
提出時期	平成 30年 3 月 定例会・臨時会)		
案件名	埜町農林土木事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【改正理由】 現在の農業現状に合わせるため、土地改良事業の規定を削除し対象範囲を広くする。事業の種類に新たに原材料支給事業を加え、事業の充実を図る。また、賦課金額を30%以内と明確にする。また、納期に納めない場合には延滞金を徴収することとする。 【具体的な内容】 ・ 原材料支給事業を加える。 ・ 賦課金を事業費から国、県の補助金を控除した額の30%以内とする。 ・ 延滞金を徴収することとする。 【施行期日】 平成30年4月1日から施行する		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案 諮問・承認・認定・同意・報告	番号	14
提出時期	平成 30年 3 月 (定例会 臨時会)		
案件名	埴町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【改正理由】 道路法施行令の一部改正及び福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、条例を改正するものです。 【具体的な内容】 占用面積・長さ等の端数処理方法の精緻化 現行「1 平方メートル又は 1 メートル未満の端数の切り上げ」から「0.01 平方メートル又は 0.01 メートル未満の端数の切り捨て」に変更するものです。 【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日から施行する		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	15
提出時期	平成 30 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【改正理由】 公営住宅法及び関係政省令の一部改正に伴い、条例を改正するものです。 【具体的な内容】 知的障害や精神障害等の理由により毎年度の収入申告をすることが困難な事情にある者として町が認めたものについては、収入申告義務を免除し、町の調査により把握した収入に応じて家賃を決定できるようにするものです。併せて、入居申込の際の裁量階層世帯の適用範囲を定めるものです。 【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日から施行する		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	16
提出時期	平成 30 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【改正理由】 都市公園法及び関係政省令の一部改正に伴い、条例を改正するものです。 【具体的な内容】 都市公園における運動施設の敷地面積について、都市公園の面積の100分の50以内とする基準を設けるものです。 町の設置する都市公園の名称等 栄町児童公園 埜町大字埜字栄町 16-4、42 【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日から施行する		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	17
提出時期	平成30年3月（定例会・臨時会）		
案件名	埴町辺地総合整備計画の策定について		
要 旨	【提出理由】 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、埴町辺地総合整備計画を策定するものです。 【具体的な内容】 平成30年度～平成34年度に実施する予定の事業「町道埴勿来線補修事業」「林道湯岐線改良事業」「埴町公民館木野反分館建設事業」を辺地対策事業債の対象事業とするため、田代辺地及び湯岐辺地に係る総合整備計画を策定するものです。 【施行期日】 平成30年4月1日から施行する		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	18
提出時期	平成30年3月（定例会）・臨時会		
案件名	埴町辺地総合整備計画の変更について		
要 旨	【提出理由】 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により、埴町辺地総合整備計画を変更するものです。 【具体的な内容】 平成30年度以降に実施する予定の事業「町道折笹南線補修事業」「町道日向松塚矢塚線補修事業」を辺地対策事業債の対象事業とするため、片貝辺地及び那倉辺地に係る総合整備計画を変更するものです。 【施行期日】 平成30年4月1日から施行する		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	19
提出時期	平成30年3月（定例会）・臨時会）		
案件名	埧町過疎地域自立促進計画の変更について		
要 旨	【提案理由】 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、埧町過疎地域自立促進計画を変更するものです。 【具体的な内容】 埧町過疎地域自立促進計画を変更し、埧町公共施設等総合管理計画との整合性を図り平成30年度以降に実施する予定の「桜木町末広線改良事業」「栄町宮田線改良事業」「川上谷川線改良事業」「埧勿来線舗装事業」「折戸西ノ内線舗装事業」「相生橋橋りょう補修事業」「馬橋橋りょう補修事業」「三百目橋橋りょう補修事業」「中塚橋橋りょう補修事業」「蟹沢橋橋りょう補修事業」「大久保橋橋りょう補修事業」「田中橋橋りょう補修事業」「湯舟橋橋りょう補修事業」「御殿河原橋橋りょう補修事業」「雨谷橋橋りょう補修事業」「子育て若者定住促進住宅団地整備事業」「B&G 埧海洋センタープール施設改修事業」「地籍調査事業」の各事業を計画内へ追加するものです。 【施行期日】 平成30年4月1日から施行する		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	20
提出時期	平成 30 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町デイサービスセンターの指定管理者の指定について		
要 旨	【提案理由】 埴町デイサービスセンターの指定管理者について、埴町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第 8 条の規定に基づいて、議会の議決を求めるものです。 【具体的な内容】 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 埴町デイサービスセンター 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人 埴町社会福祉協議会 3 指定管理の期間 自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日 【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日から施行する		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	21
提出時期	平成 30 年 3 月 (定例会 臨時会)		
案件名	大字及び字の区域の変更について		
要 旨	【提案理由】 地籍調査に伴い「大字及び字の区域の変更」が生じたため、議会の議決を求めるものです。 【具体的な内容】 地籍調査事業「川上6地区・木野反1地区」において、①道路が字の境界となるように大字及び字界を変更、②字界になっている土地が、利用上一体として利用されていて、境界が確認できない場合に一方の字に区域を変更、③飛地になっている土地を隣接する字に区域を変更するものです。 【施行期日】 国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から施行する		
担当課	まち整備課		